

(平成 25. 1. 21)

平成 24 年度特別研究会（第 9 回、複雑困難訴訟）

研 究 問 題

共同研究

「複雑困難訴訟を巡って」

—2月12日（火）使用—

目次

第1問

1	提出問題 1	• • • • • • • •	1
	提出問題 2	• • • • • • • •	2
	提出問題 3	• • • • • • • •	3
2	提出問題 4	• • • • • • • •	4
	提出問題 5	• • • • • • • •	5
	提出問題 6	• • • • • • • •	6
	提出問題 7	• • • • • • • •	7

第2問

提出問題 8	• • • • • • • • •	8
提出問題 9	• • • • • • • • •	9
提出問題 10	• • • • • • • • •	10
提出問題 11	• • • • • • • • •	11
提出問題 12	• • • • • • • • •	12
提出問題 13	• • • • • • • • •	13
提出問題 14	• • • • • • • • •	14
提出問題 15	• • • • • • • • •	15
提出問題 16	• • • • • • • • •	16
提出問題 17	• • • • • • • • •	17

第3問

提出問題 18	• • • • • • • • 18
提出問題 19	• • • • • • • • 19

第4間

第1問【原発訴訟等関係】

第1問1関係

【提出問題1】

原子炉設置許可の取消等を求める行政訴訟又は人格権等に基づき原子炉施設の運転差止めを求める民事訴訟につき、福島第一原発事故発生後の原子力発電をめぐる社会情勢の変化、同事故等に関する調査研究の進ちょく及びこれに伴う科学的知見の集積、原子力安全規制に関する法改正、新規制組織の下での新たな安全基準策定の進行等の動きは、上記各訴訟に係る裁判所の審理運営や判断の在り方にどのような影響を及ぼすか。

(提出理由)

福島第一原発事故を受けて、各地で多数の原発訴訟が提起されているが、上記のような事情を踏まえて、審理運営や判断の在り方につきどのように考えるべきか、御意見を伺いたい。

【提出問題 2】

原子炉施設の設置許可の取消訴訟等において、よるべき具体的審査基準（科学的知見）が流動的である状況下で、裁判所の審理はどのようにあるべきか。

（提出理由）

原子炉施設の設置許可の取消訴訟等においては、行政機関等が定立した一定の具体的審査基準を前提に、現在の科学技術水準に照らし、当該基準に不合理な点があるか否か、あるいは当該基準に適合するとされた判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かという観点から審査すべきであるとされている（最高裁第一小法廷平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁「伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件」参照）が、原子力安全規制に関する法改正等が行われ、よるべき具体的審査基準が流動的である状況下で、裁判所の審理はどのようにあるべきか、研究員の方々のご意見をうかがいたい。

【提出問題3】

原子力発電所の操業差止めを求める訴訟や、原子力発電所の再稼働禁止の仮処分の申立て等の審理、判断はどのようにあるべきか。

(提出理由)

各地で上記のような訴訟等が提起されているが、現在、福島第一原発事故を踏まえて、国において原子力発電所の新たな設置基準を検討中であり、また、原子力発電所の再稼働についての国の方針も明確でない状況である。このような状況において、上記訴訟等の審理、判断はどのようにあるべきかについて意見をお伺いしたい。

第1問2関係

【提出問題4】

原発の安全性が争われる訴訟のように、審理、判断に当たって複数の分野における高度な科学的、専門技術的知見が必要とされるものの、中立的な立場の専門家の確保が困難な場合において、裁判所は、そのような知見をいかなる方法により取り入れていけばよいか。

(提出理由)

専門的知見の取り入れ方については、各府で様々な工夫がされていると思われるが、特に原発訴訟のように、中立的な立場の専門家の確保が困難な場合において留意すべき点や参考となる実践例等につき、意見交換や情報交換をしておくことは有意義と考え、出題した。

【提出問題5】

特殊な科学技術的問題が争点となる事件（例えば原子力発電所の原子炉の稼働差止めに関する訴訟等）において、専門的知見を確保するための方策としては、どのようなものが考えられるか。

（提出理由）

特殊な科学技術的問題が争点として含まれる訴訟においては、専門的知見をもとにした争点整理と判断が必要となり、鑑定人や専門委員の利用が考えられることであるが、現実問題としては、各争点について当事者双方が受け入れができる中立的で適切な専門家を確保することには困難を伴うこともあり得る。仮に、上記のような方法によることができない場合には、必要な書証の提出を受け、弁論準備手続において説明会方式で双方から説明を受けた上で、専門家の証人尋問をする等の方法によることも考えられる。

そこで、上記のような訴訟において、専門的知見の確保のために適切な方策があればご意見を賜りたい。

【提出問題 6】

専門性が高く、かつ、複雑困難である事件の審理において、裁判官が当該専門分野に係る前提知識を過不足なく習得しつつ、そのような前提知識と具体的争点との関係も把握できるような、分かりやすい主張、立証をするために、当事者はどのような工夫をしているか。また、そのような主張、立証をすることが困難であるとすれば、その原因は何か。

(提出理由)

専門性が高く、かつ、複雑困難である事件の場合、①一方当事者が、当該専門分野に係る前提知識全般を内容とする（もしくは、これを主たる部分とする）準備書面を作成して主張し、これに対して包括的に反対当事者も反論し、②その後、それぞれが争点についての主張を詳細に展開する形になることが多い。当事者としては、前提知識全般にわたる一般的主張が具体的争点とどのように結びついていくかを理解した上で主張、立証をしているものと思われるが、準備書面や書証を読む側としては、争点との結びつきが不明な段階での前提知識全般にわたる一般的主張は、どこがポイントなのかが分かりにくく、争点が判明してから改めて関係部分を読み返すことも多い。そこで、この種の事件においても、争点を明らかにし、その必要な範囲で前提知識を提示、議論するという手法がどの程度可能なのか、訴訟の初期段階でどの部分にどの程度の時間と労力をかけているのか、専門的な知識を記載した書証の役割との関係をどのように考えているのかなどについて、それぞれの立場からうかがいたい。

【提出問題 7】

極めて専門的かつ高度な科学的知見を必要とする事件において、そのような知見を有していると思われる当事者が主張を小出しにしている場合、どのような訴訟指揮を行うことが適切といえるか。

(提出理由)

専門的かつ高度な科学的知見を必要とする事件の場合、裁判所は、前提知識を持ち合わせていないのが通例であるため、当事者（多くは被告、債務者）に対し、基本的な事実関係や関係法令の概要、前提となる科学的知見についての主張、立証ないし説明を求めることが多いと思われるが、そのような知見を有していると思われる当事者が主張を小出しにしている場合、そもそも裁判所は審理の手がかりを獲得することに苦労する。

このような場合に、審理を漂流させないため、裁判所は、どのような訴訟指揮を行うことが適切か。

第2問 大規模訴訟にかかる問題

【提出問題8】

当事者多数(数百～数千人規模)のいわゆる政策形成訴訟における①争点と②証拠の整理について、適正迅速な審理・判決のためにいかなる工夫が考えられるか。

(提出理由)

例えば、数百人の原告が、企業及び国に対して損害賠償の支払を求めるタイプのいわゆる政策形成訴訟においては、記録が膨大となり、人証も多く、場合によっては文書提出命令の申立てを巡って審理が紛糾することもあり得るため、審理の著しい長期化が予想されることがある。

そこで、このような事案における争点及び証拠の整理並びに人証調べについて、いかなる工夫が考えられるか議論したく、上記問題を出題した。

【提出問題 9】

近時、弁護団がインターネット等を通じて広く原告を募集するなどして、原告団が大規模化している訴訟が見受けられ、そのような訴訟においては当事者本人と代理人の関係が希薄になっていることがある。裁判所は、このような大規模訴訟の審理運営に当たり、どのような点に留意すべきか。

(提出理由)

上記のような訴訟においては、原告が多人数に及ぶことから、充実した審理を円滑に行うために裁判所として留意すべき事項も多いと考えられる。そこで、このような類型の訴訟についての適切な審理運営の在り方について協議したい。

【提出問題 10】

大規模訴訟において、当事者の事情によって効率的な審理を行うことが難しい場合、どのような対応をとるべきか。

(提出理由)

例えば、①原告弁護団と原告団との連繋が十分でなく、原告弁護団が具体的な主張立証方針をなかなか示せない場合、②証拠調べ段階に入る直前になって、社会的耳目を集めてマスコミに大きく報道される新たな事態が生じた結果、原告側がそれを踏まえた、新たな差止訴訟の提起（併合審理希望）、訴えの追加的変更等を求めてくる場合、③被告側においても、対応が十分に決まらない場合等があるが、いかに考えるべきか。当事者の立場からの意見も含めて、率直なお話を聞きしたい。

【提出問題 11】

多数当事者が個別に訴訟代理人を選任し、各訴訟代理人がそれぞれ独自に訴訟活動をしている事件において、有効な争点整理を行うためにどのような方策が考えられるか。

(提出理由)

上記のような事件においては、当事者の数とほぼ等しい数の訴訟代理人が選任されるため、非公開の弁論準備手続又は進行協議期日においても、実質的な争点整理が困難となる場合があると思われる。そこで、このような事件において、実効的な争点整理を行うための方策についてご協議いただきたい。

【提出問題 12】

被告が多人数にわたる訴訟で、被告ごとの応訴態度や状況に対応して、迅速に審理を進めるためにどのような方策が考えられるか。

(提出理由)

被告が多人数にわたる訴訟は、①弁護士に委任して積極的に争う者、②弁護士に委任せずに本人が出頭して争う者、③答弁書を提出せずに欠席する者、④請求原因に対する具体的・積極的な反論を記載した答弁書を提出した上で欠席する者、⑤所在不明となり、公示送達となる者、⑥和解を希望する者、⑦係属中に破産手続が開始される者、⑧係属中に逮捕・勾留される者等、応訴態度や状況が区々に分かれがちである。また、原告側からの申請人証が多人数に及ぶ場合もある。

このような状況に応じて、たとえば、(ア)和解を希望するグループについては、早期に和解勧告して、合議体3名で手分けして（各1名の受命で）和解期日を入れて進める、(イ)積極的に争う被告については、当事者の理解を得ながら、できるだけ陳述書を活用して、尋問の短縮化を図り、あるいは、事実関係が共通する者（たとえば、同一原告に対する違法勧誘行為に関与した者）については、代表者1名の尋問を行うなど真に必要な範囲で尋問を行うための工夫が考えられるが、なおこのほかに、被告の応訴態度や状況に対応して、迅速に審理を進める方策について議論したい。

【提出問題 13】

原告の数が法廷の収容能力を大きく超える場合、出廷を希望する原告にどのように対応すべきか。

(提出理由)

原告が 1000 人を超えるような大規模訴訟では、法廷の収容能力の関係上、全員の出廷は不可能であるが、例えば、当該原告がインターネット経由で募集されたような場合には、原告と代理人との間の意思疎通が十分ではなく、いずれの原告が出廷するのかについての調整が円滑に行えない可能性があるように思われる。

そこで、この種の大規模訴訟において、出廷を希望する原告にどのように対応すべきかについて、適切な訴訟運営の確保の必要性との関係で裁判所外での開廷（裁判所法 69 条 2 項）をどのように考えるかも含めて、議論していただきたい。

【提出問題 14】

同種の権利侵害を受けた多数の原告が集団で提起する大規模訴訟における損害立証（特に本人尋問の場面）において、裁判所として工夫、考慮すべき点はあるか。

（提出理由）

例えば、ネットで数千人が募集されて原告となっている訴訟のようなケースでは、損害立証のために、原告ら全員を尋問することは、長大な時間を要し、事実上困難な場合があると思われる。

このような場合には、当事者の理解を得ながら、損害類型（侵害の原因・態様等で分類したもの）ごとに代表者としての原告を尋問するような方法や、事案によつては、争点整理をしつつ、並行して尋問するという方法も考えられないではない。また、このようなケースでは、原告ら本人の陳述書を適切な範囲で活用していくことが考えられる。さらに、包括一律請求がされている場合、そうでない場合と比較して、個別立証に違いが生じるのかも問題となると考えられる。

以上の諸点について、ご経験や工夫された事例があれば、ご紹介いただくなどして、ご意見等を頂戴したい。

【提出問題 15】

多数当事者訴訟において、本人ら全員について尋問の申出がされた場合、どのように対処すべきか。

(提出理由)

上記のような尋問の申出がされた場合は、例えば、合議体の3人で手分けして尋問を実施することや、事前に陳述書を提出させることで一人当たりの尋問時間を短縮させるといった工夫があり得る。

しかし、原告が相当多数であったり、合議体の3人で手分けして尋問を実施することができなかつたりした場合には、短期間のうちに全員を取り調べることは不可能である。政策形成を目的とした多数当事者訴訟において、原告全員が本人尋問で被害を訴えることを求めている場合、尋問の採否、実施方法等について、どのような対応をとることが望ましいと考えられるか。

【提出問題 16】

複雑困難訴訟では、計画審理又は計画的審理を実施することが重要と思われるが、高裁段階で考えられる工夫としてどのようなものがあるか。そうした工夫から地裁段階の工夫に生かせるものはないか。また、地裁段階の独自の工夫はどうか。

(提出理由)

民訴法第2編第2章（平成15年改正）の立法趣旨からすると、複雑困難訴訟こそ、計画審理又は計画的審理を実施するのが重要と思われるが、まださほど大きな成果はないように見受けられる（特に計画審理）。その原因は様々であろうが、審理の初期に審理計画を立てること、特に口頭弁論の終結及び判決の言渡予定時期（民訴法147条の3第2項）を見通して計画を定めることが容易ではないという客観面と、裁判所も手を縛られたくないという意識が働くという主観面があることは否定できないであろう。これらの要因があると、当事者側（特に被告側）もさほど迅速審理に熱心にならないきらいもある。

もっとも、高裁での審理は、地裁での主張整理、証拠調べ、判決による結論があり、控訴理由書が提出されれば、審理の範囲をある程度見通すことができ、計画的審理程度は十分可能な事件がある。所属部では、複雑困難訴訟であっても計画的に審理し、当事者に対して「裁判所としても1年以内に結論を出したい」等と期限を切って対応するという審理を目指している。合議も各期日前に繰り返し行っている。また、こうした姿勢を示していることもあり、各当事者とも計画的審理に熱心に対応してくれている。

上記客観面、主観面の阻害要因を減らす努力は、高裁の方がやりやすいかもしれないが、こうした試みから地裁に生かせることはないか。例えば、地裁の審理を2段階にわけて、事案の概略を見通して審理計画を立てるための期間と、立てた後の期間とを明確に区別する運用も考えられる。その他、各高裁、地裁での工夫があれば、是非お聞きしたい。

【提出問題 17】

大型訴訟の後行訴訟における計画審理の活用について

(提出理由)

大型訴訟の先行訴訟においては、原告・被告双方が相手方の提出する攻撃防御方法に対応しながら主張・立証を検討し、また、その間に様々な証拠資料を探索し、あるいは関係者の協力を得るなどして資料の作成・収集を行うことから、審理においても、当事者のこうした訴訟活動の状況を確認しながら審理を進めざるを得ない。

これに対して、後行訴訟の場合には、基本的に、先行訴訟における攻撃防御方法を踏まえて、追加、変更を加えながらも、当事者双方が概ね相手方の主張・立証内容を了知していることを前提として、訴訟進行しているものと考えられる。実際、そのような状況を前提として、後行訴訟において、当事者双方が予定している主張・立証内容の提出時期を具体的に定め、積極的に審理計画を定めて早期に審理終結することが試みられていることがある。

そこで、原告、被告双方に多くの訴訟代理人が選任されている場合に、少なくとも半年間程度の弁論期日等をあらかじめ指定し、計画審理を活用することによって、より早期に審理の見通しを立て、終結させることができるかについて、御意見を伺いたい。

第3問 意見陳述にかかる問題

【提出問題 18】

大規模訴訟においては、口頭弁論期日に、当事者本人が意見陳述を行いたいとの申入れがあることが多い。そこで、意見陳述の訴訟法上の位置付けをどのように考えるべきか。また、このような申入れがあった場合、裁判所としては、どのような点に留意すべきか。

(提出理由)

意見陳述の訴訟法上の位置付け等については必ずしも明確ではなく、裁判所として留意すべきことも多いと思われる。そこで、意見陳述について理論的に整理をした上で、適切な対応の在り方について協議したい。

【提出問題 19】

長時間あるいは頻回の意見陳述要求にどう対応するか。

(提出理由)

社会の耳目を集める事件では、原告又はその代理人が口頭弁論期日での意見陳述を求めることが多く、実務上一定程度これを容認しているものと思われるが、最近長時間あるいは頻回の意見陳述を求める事案が増えているように思われる。意見陳述は、必ずしも法律上の位置付けが明確ではないところ、原告代理人から、意見陳述によって期日の円滑な進行が可能になると主張されることもあるので、各裁判所の見解を伺っておきたいと考えた。

第4問 その他

【提出問題 20】

当該事件が提起された社会的事情、当該事件における判断の波及効果等の広義の背景事情を審理の対象とすべきであるのはどのような種類のものか。また、その審理の範囲を適切に設定するためにはどのような事情を考慮すべきか。

(提出理由)

一般に、いわゆる背景事情と称される事情には、間接事実に属しその存否等についての審理が不可欠であるものから、訴訟上の当事者の主張というより一種の意見であると解されるものまで多様なものがあると思われる。裁判所が真に取り上げるべき背景事情に関わる問題は、どのような観点からどのような事情を考慮して選別すべきかをご教示いただきたい。

【提出問題 21】

複数の裁判所に同種事件が係属している場合に、各係属裁判所が情報を共有する適切な方法はないか。

(提出理由)

複数の裁判所に同種事件が係属している場合、各係属裁判所が情報を共有することで、より充実した審理運営が可能となるのではないかと考えられるが、そのような情報共有の適切な方法についてご意見をうかがいたい。